

# 無線通信に関するご注意



CCADZ1265MP51 (1)

本製品は 2.4GHz 帯または 5GHz 帯の無線通信を行っています。

## 電波法に基づく適合証明について

- 本製品は、電波法に基づく小電力データ通信システムの無線局の無線設備として、技術基準適合証明を受けています。したがって、本製品を使用するときに無線局の免許は必要ありません。  
また、日本国内のみ使用できます。
- 本製品は、技術基準適合証明を受けていますので、分解 / 改造をすると法律で罰せられることがあります。



- 「2.4」  
：使用する周波数帯域を表します。(2.4GHz 帯)
- 「DS/OF」  
：変調方式を表します。(DS-SS 方式 / OFDM 方式)
- 「4」  
：想定される与干渉距離が 40m 以下であることを示しています。
- 「■■■■」  
：2.4GHz ~ 2.4835GHz 帯の全帯域を使用し、かつ移動体識別装置の帯域を回避可能であることを表します。

IEEE802.11b/g/n

IEEE802.11a/n



- W52(5.2GHz 帯 36、40、44、48ch) が利用できます。
- 5.2GHz 帯は電波法により屋外での使用が禁止されています。

製品および付属品の不正な改造、指定以外の代替品等は使用しないでください。

製品および付属品の不正な改造、指定以外の代替品等の使用により発生した故障や不具合については、当社は一切その責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

本製品は、ご購入の国または地域外では使えません。  
無線 LAN で使用できるチャンネル・周波数は国や地域により異なります。

## 電波干渉に関するご注意

- この機器の使用周波数帯では、電子レンジ等の産業・化学・医療用機器のほか工場の製造ライン等で使用されている移動体識別用の構内無線局（免許を要する無線局）及び特定小電力無線局（免許を要しない無線局）並びにアマチュア無線局（免許を要する無線局）が運用されています。
  - この機器を使用する前に、近くで移動体識別用の構内無線局及び特定小電力無線局並びにアマチュア無線局が運用されていないことを確認してください。
  - 万一、この機器から移動体識別用の構内無線局に対して有害な電波干渉の事例が発生した場合には、速やかに電波の発射を停止したうえ、お買いあげの販売店にご連絡いただき、混乱回避のための処置等（例えば、パーティションの設置など）についてご相談してください。
  - その他、この機器から移動体識別用の特定小電力無線局あるいはアマチュア無線局に対して有害な電波干渉の事例が発生した場合など何かお困りのことが起きたときは、お買いあげの販売店へお問い合わせください。

## 無線 LAN 製品ご使用時におけるセキュリティに関するご注意

無線 LAN では、LAN ケーブルを使用する代わりに、電波を利用してパソコン等と無線 LAN アクセスポイント間で情報のやり取りを行うため、電波の届く範囲であれば自由に LAN 接続が可能であるという利点があります。  
その反面、電波はある範囲内であれば障害物（壁等）を越えてすべての場所に届くため、セキュリティに関する設定を行っていない場合、以下のような問題が発生する可能性があります。

- 通信内容を盗み見られる  
悪意ある第三者が、電波を故意に傍受し、
  - ID やパスワード又はクレジットカード番号等の個人情報
  - メールの内容等の通信内容を盗み見られる可能性があります。
- 不正に侵入される  
悪意ある第三者が、無断で個人や会社内のネットワークへアクセスし、
  - 個人情報や機密情報を取り出す（情報漏洩）
  - 特定の人物になりすまして通信し、不正な情報を流す（なりすまし）
  - 傍受した通信内容を書き換えて発信する（改ざん）
  - コンピュータウイルスなどを流しデータやシステムを破壊する（破壊）などの行為をされてしまう可能性があります。

本来、無線 LAN 製品は、セキュリティに関する仕組みを持っていますので、その設定を行って製品を使用することで、上記問題が発生する可能性は少なくなります。

セキュリティの設定を行わないで使用した場合の問題を充分理解した上で、お客様自身の判断と責任においてセキュリティに関する設定を行い、製品を使用することをお奨めします。